## 調査表4-1

市区町村別集計項目(推進体制等)

秋田県 市区町村数 25

													市区町村数	25		
都市道区				事	庁内	諮問	男女共	同参画に関する条例				:共同参画に関する :4月1日現在で有:				
府町	区		所	務	連	機		 有		無		 有				無
県村		担当課(室)名			会	関				現					-1	
	村		属	所掌	庁内連絡会議の有無	の有無	条例名称	公布日(西暦)	施行日(西暦)	在の状況	計画名称	計	画期間	女性活 躍推進 法との 関係	計画 策定 の 方法	現在 の 状況
	1			<del>*</del>	9	16	4			/	25					
5 20	1 秋田市	生活総務課	1	2	0	1				0	第5次秋田市男女共生社会への市民行 動計画	2018年4月1日	~ 2023年3月31日	1	1	
5 20	2 能代市	市民活力推進課	1	2	0	1				1 0	第 2 次 能 代 市 里 女 共 同 参 両 計 両	2018年4月1日	~ 2028年3月31日	1	1	
5 20	3 横手市	地域づくり支援課	1	2	1	1				_	横手市男女共同参画行動計画第4次計画	2021年4月1日	~ 2026年3月31日	1	1	
5 20	4 大館市	企画調整課	1	2	0	0				3	第3次大館市男女共同参画社会推進計 画	2021年4月1日	~ 2026年3月31日	1	1	
5 20	6 男鹿市	企画政策課	1	2	0					0	第4次男鹿市男女共同参画計画	2021年4月1日	~ 2026年3月31日		1	
5 20	7 湯沢市	まちづくり協働課	1	2		1	湯沢市男女共同参画推進条例	2013年3月21日	2013年4月1日		湯沢市第4次男女共同参画計画	2021年4月1日	~ 2026年3月31日		1	
	9 鹿角市	生活環境課	1	2		1					第4次鹿角市男女共同参画計画	2021年4月1日	~ 2026年3月31日		1	
	0 由利本荘市	総合政策課	1	2			由利本荘市男女共同参画推進条例	2009年4月1日	2009年4月1日		第4次由利本荘市男女共同参画計画	2021年4月1日	~ 2026年3月31日		1	
	1 潟上市	企画政策課	1	2			潟上市男女共同参画推進条例	2006年3月28日	2006年3月28日		第4次潟上市男女共同参画推進計画	2021年4月1日	~ 2026年3月31日		1	
5 21	2 大仙市	総合政策課	1	2			大仙市男女共同参画推進条例	2008年9月24日	2008年10月1日		第3次大仙市男女共同参画プラン	2020年4月1日	~ 2025年3月31日		1	
5 21	3 北秋田市	生活課		2		1					第3次北秋田市男女共同参画計画	2021年4月1日	~ 2026年3月31日		1	ļ
5 21		子育て支援課	1			1					第4次にかほ市男女共同参画計画	2022年4月1日	~ 2027年3月31日	1	1	
5 21	5 仙北市	企画政策課	1	2		1					第4次仙北市男女共同参画計画	2022年4月1日	~ 2027年3月31日	1	1	
5 30	3 小坂町	総務課企画財政班	1	2		0					第2次小坂町男女共同参画推進計画	2017年4月1日	~ 2022年3月31日	1 1	1	+
5 32	7 上小阿仁村	総務課	1	2		1					上小阿仁村男女共同参画計画	2020年4月1日	~ 2025年3月31日		1	1
5 34	6藤里町	総務課	1	2		0					藤里町男女共同参画社会づくり基本計画	2016年4月1日	~ 2026年3月31日	1	1	
	8 三種町	企画政策課	1	2	_	1					第4次三種町男女共同参画推進計画	2022年4月1日	~ 2026年3月31日		1	
	9 八峰町	総務課	1	_		0					八峰町男女共同参画基本計画	2022年4月1日	~ 2027年3月31日		1	++
	1 五城目町	総務課	1	2		0					五城目町男女共同参画計画	2019年4月1日	~ 2024年3月31日		1	+
5 36	3 八郎潟町 6 井川町	総務課 総務課	1	2		0					八郎潟町男女共同参画計画	2022年4月1日 2020年4月1日	~ 2027年3月31日		1	+
	8 大潟村	福祉保健課	1	2		1					第3次井川町男女共同参画計画 第4次大潟村男女共同参画社会行動計 画	2020年4月1日 2020年4月1日	~ 2023年3月31日 ~ 2025年3月31日		1	
5 43	4 美郷町	企画財政課	1	2	0	1				0	第3次美郷町男女共同参画みさと計画	2022年4月1日	~ 2027年3月31日	1	1	
	3 羽後町	企画財政課	1	2		1				2	羽後町男女共同参画社会行動計画 第4次計画	2019年4月1日	~ 2024年3月31日		1	
5 46	4 東成瀬村	企画課	1	2	0	0				0	東成瀬村男女共同参画計画	2014年4月1日	~ 2024年3月31日	0	1	
	- 1 44 6 44 16 1 1 1 1	_ — — #1'			_											

## <選択肢回答>

所属 1 首長部局 庁内連絡会議

1 有

2 教育委員会

0 無

事務所掌

諮問機関

1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課 1 有

2 1ではない

0 無

男女共同参画に関する条例 現在の状況

- 1 2023年3月末までの制定を目途に検討中
- 2 2022年度以降の制定を目途に検討中
- 3 その他
- 0 検討していない

男女共同参画に関する計画 女性活躍推進法の推進計画との関係

- 1 一体
- 0 一体でない

## 計画の策定方法

- 1 単独計画として策定
- O 総合計画の一部として策定

現在の状況

- 1 策定予定有
- 0 策定予定無

調査表4-2 市区町村別集計項目(総合的な施設)No. 1

都	市	市				男女共同参画・女性のための総合的な施設(20		で開設済の施設)							
道	区	区					1 1731 1 2011	(1)31271373137		旃	設	管	理•運	 営主体	
府	町	Δ				P	 近在地等				態	 施設管		事業;	
県	村	町					1					指			
	口一	村	名称		郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単 独	複合	直営理者	その他	指定管理 者	そ の 他
۲	・ド	名								伍		西   理     者	他	西   理     者	他
	$\overline{}$		8							2	6	7 1	0	7 0	1
5	201	秋田市													
5	202	能代市	能代市男女共同参画支援コー ナー		016-0842	能代市追分町4一26 能代市勤労青少年 ホーム内	0185-52-0355	0185-52-0355	https://www.city.noshiro.lg. jp/sangyo/danjo- kyodo/5969		0	0			0
		横手市													
		大館市			010 0511	B 庆士 奶 川 洪 山 寺 南 古 辺 田 4 4 4 4	0105 01 0110				$\Box$	$\overline{}$		$\rightarrow$	+
5	206	男鹿市	男鹿市男女共同参画推進活動室		010-0511	男鹿市船川港比詰字大沢田444	0185-24-3140		https://www.city-		0	0	+ +	0	-
			湯沢市男女共同参画センター	はあとぴあ	012-0826	湯沢市柳町二丁目1番39号	0183-72-5750	0183-72-5750	yuzawa.jp/soshiki/3/114.ht ml		0	0		0	
5	209	鹿角市									igspace			$\rightarrow$	
5	210	由利本荘市	由利本荘市男女共同参画推進活 <u>動室</u>		015-0076	秋田県由利本荘市東町15	0184-24-6226	0184-23-1322		0		0		0	
			潟上市男女共同参画センター	ウィズ	018-1401	潟上市昭和大久保字元木田152番地	018-853-5302	018-853-5211	https://www.city.katagami.l g.jp/gyosei/machizukuri/da niokyodo/2677.html	0		0		0	
5	212	大仙市									igspace			$\rightarrow$	
		北秋田巾	北秋田市男女共同参画活動拠点 施設	ハートブルフラザ 北秋田	018-3311	北秋田市材木町2番2号(北秋田市交流セン ター内)	0186-63-2321	0186-63-2322			0	0		0	Ш
		にかほ市 仙北市	<u></u> 仙北市男女共同参画拠点施設	名絵六本よいた	014 0000	  仙北市角館中菅沢77—30	0187-54-1003	0187-54-1004			0		-	0	+
		<u>加北巾</u> 小坂町	<u> </u>	用語文派センター	014-0308	仙礼市月路中省次//一30	0187-34-1003	0187-34-1004			$\vdash$	-		+	+
		上小阿仁村									H			+	_
5	346	藤里町													
5	348	三種町													
5	349	八峰町									Ш			$\perp \! \! \! \! \! \! \! \! \! \perp$	
5	361	五城目町							1		igspace		$\bot$	$\dashv$	44
		八郎潟町							<del> </del>	-	$\vdash$		+	+	+
5	366	井川町 大潟村		  + u_a=	010-0440	  南秋田郡大潟村字中央1番地21	0185-45-2611				0	$\overline{}$	+	0	+
		<u> </u>	八向们	ちゃっこ	010-0443	用你中都人海州于中犬   街地 Z   	U180-40-2011		+	1	$\vdash$		+	+	+
		羽後町							+		$\vdash$		1 1	+	+
		東成瀬村											1 1	+	+

調査表4-2 市区町村別集計項目(総合的な施設)No. 2

都	市	市	男女共同	参画・女性の	りた。	めの	総合的な	施	設	(20	22	年~	1 月	1	日 琲	. 在	で 開 設 済 の 施 設)
道	区	区			職員数	故(人)								主		な	事業
府	町																その他
県	村	町	2 <del>1</del>	ᇌᆂᄯᄆᄆ		非	予算額	広		相	. 情	苦	交	との連携 の連携 の	国際交流	調	
⊐	П	-11	名 称	設立年月日	常勤	常	(千円)	報啓発	講座	談事業	• 提供集	苦情処理	交流促進	の・ 連 N	際六	査	
1	1	村			割	勤		谷発	座	争業	供集	理	准	携 P	文 流	研究	
ド	۲	名						,,,		210		_	1		,,,,		
								4	-	^		•					
			8					4		0	3	0	2	0	0	0	
5	201	秋田市			0	0	0										
5	202		能代市男女共同参画支援コー ナー	2004年11月1日	0	0	0	0									
		横手市			0	0	0										
		大館市			0	0	0										
			男鹿市男女共同参画推進活動室		0	0	0										体操・健康作り、子育て・親子遊び
			湯沢市男女共同参画センター	2006年4月1日	0	4	3,578	0	0		0						貸会議室
5	209	鹿角市			0	0	0										
5	210		由利本莊市男女共同参画推進活 動室	2005年3月22日	1	0	775	0									
			潟上市男女共同参画センター	2006年3月28日	0	0	122				0		0				ボランティア団体などの活動の場の提供
5	212	大仙市			0	0	0										
5	213	北秋田市	北秋田市男女共同参画活動拠点 施設	2006年4月1日	0	0	0										男女共同参画社会の形成を推進しようとする 団体へ活動場所の提供
5	214	にかほ市			0	0	0										
			仙北市男女共同参画拠点施設	2006年3月31日	3	0	28,175				0						
		小坂町			0	0	0										
5		上小阿仁村			0	0	0										
5		藤里町			0	0	0										
5		三種町			0	0	0										
5	349	八峰町			0	0	0										
5	361	五城目町			0	0	0										
		八郎潟町			0	0	0										
5	366	井川町			0	0	0										
5	368	大潟村	大潟村男女共同参画拠点施設	2006年3月1日	0	0	0	0					0				コピー機等の設置
5	434	美郷町			0	0	0										
5		羽後町			0	0	0										
5	464	東成瀬村			0	0	0										

※2023/3/6 自治会長に関する情報について一部更新

都	市	市		男女共同参画に関する宣言						首	長、自		会 長	: 等	の状	況				
道	区		宣		宣	市	うち		副	うち		町	うち		副	うち		自	うち	
府	町	区	言		言	区	女 性	女 性	市	女 性	女 性	村	女 性	女 性	町	女 性	女 性	治	女 性	女 性
県		町	年	宣 言 名 称	の		市	比 率	区	副市	比 率		町	比 率	村	副 町	比 率	会	自治	比 率
=	Π.	村	月		形	長	区 長		E	区	·	長	村 長		長	村長	·	長	会長	
	ı		Л		פונ		数	(%)	長	長 数	(%)		数	(%)	X	長 数	(%)	X	長 数	(%)
ド	۲	名	B		態	数			数	奴		数			数	双		数	<del>3</del> X	
				9		13	0	0.0	16		0.0	12	0	0.0	10	0	0.0	4,600	128	2.8
				秋田市男女共生推進都市宣言	1	1	0	0.0	2	<u> </u>								1012		
				能代市男女共同参画都市宣言	1	1	0	0.0	1	0	0.0							352		1.1
			2008年10月4日	横手市男女共同参画都市宣言	1	1	0	0.0	2	<u> </u>								619		
		大館市				1	0	0.0	1	0	0.0							337		1.5
			2012年3月20日	男鹿市男女共同参画都市宣言	1	1	0	0.0	1	0	0.0							145		4.1
		湯沢市				1	0	0.0	1	0	0.0							23		4.3
		鹿角市				1	0	0.0	0	0								188	0	0.0
				由利本荘市男女共同参画宣言	1	1	0	0.0	2	0	0.0							490	5	1.0
5	211	潟上市	2006年6月23日	男女共同参画かたがみ宣言	2	1	0	0.0	1	0	0.0							108	2	1.9
5	212	大仙市	2007年11月17日	大仙市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	2	0	0.0							519	8	1.5
5	213	北秋田市				1	0	0.0	1	0	0.0							229	8	3.5
5	214	にかほ市	2011年6月1日	にかほ市男女共同参画都市宣言	1	1	0	0.0	1	0	0.0							103	1	1.0
5	215	仙北市				1	0	0.0	1	0	0.0							36	0	0.0
5	303	小坂町										1	0	0.0	1	0	0.0	44	1	2.3
5	327	上小阿仁村										1	0	0.0	1	0	0.0	20	1	5.0
5	346	藤里町										1	0	0.0	1	0	0.0	34	0	0.0
5	348	三種町										1	0	0.0	1	0	0.0	102	1	1.0
5	349	八峰町										1	0	0.0	1	0	0.0	34	0	0.0
5	361	五城目町										1	0	0.0	1	0	0.0	70	0	0.0
5	363	八郎潟町										1	0	0.0	1	0	0.0	32	0	0.0
5	366	井川町										1	0	0.0	0	0		29	0	0.0
		大潟村										1	0	0.0	1	0	0.0	22	0	0.0
		美郷町										1	0	0.0	1	0	0.0	17	0	0.0
			2001年9月30日	羽後町女性議会宣言	4							1	0	0.0	1	0	0.0	21	0	0.0
5	464	東成瀬村										1	0	0.0	0	0		14	0	0.0

<選択肢回答> 男女共同参画に関する宣言 宣言の形態

- 1 首長声明
- 2 議会の議決
- 3 庁内連絡会議の決定
- 4 その他

調査表4-4 市区町村別集計項目(審議会委員への女性の登用)No1

調査時点コード	1	2022年4月1日	2	その他

都一市	市																		(五垣)		(再掲)							
道区	区	目標	設定の対象でも	ある審議会	会等の目	標及び	現状値		目標設定の対象である審議会等の範囲				の3)に基づく 登用状況	地方	自治法( 員会等)	第180条 <i>0</i> における:	の5)に基 登用状況	基づく   デ 兄 (	(再掲) 市町村防災会議 委員のみ)		(再掲) 市町村防 (会長を含	5災会議 含む)			調	を時点コード		
県村	町	B	目	審	うち		55	女		審	うち	611	うち <sub></sub> 女	委	うち	411	うち	女	うち	女	445	jち 女	目標設定の対象である。		地方自治 法(第202 条の3)に		地方自治 法(第180	
	村	標 値	標 達 成	議会等	女を 性含 委む	総委員	女等 性数	性 比		議会	女を 性含 委む	総 委 員	女等 性数 比率	員会等	女性委員 数	委	女等 性数 委	性比	総 女数 <b>と</b>	性比	総委員	性比比	象である 審議会 等の目	その他	基づく審議 会等にお	その他	条の5)に 基づく委員 会等にお	その他
	_	(%)	期限	数	員数	数		率 (%)		<del>转</del> 数	員数	数	委 率 (%)		員数		員	率 (%)	数   員	率 (%)	数	委 率 員 (%)	標及び 現状値		ける登用 状況		ける登用 状況	
F F	名			869	680	12,627	4,112	32 6		551	449	7,471	1,944 26.0	127	79	813	134	16.5	675 79	11.7	743	84 11.3						
	小計					2,027	,,,,,	02.0		541	441	7,080	1,825 25.8		79	813	134	16.5			7.10							
5 201	秋田市	50.0	2023年3月	135	118	2,318	714	30.8	1)地方自治法第202条の3に基づく審議会等 2)地方自治法第180条の5に基づく委員会等 3)規則・要綱等に基づき設置されている審議会・委員会・協議会等	46	40	742	176 23.7		4	40	7	17.5	52 6	11.5	53	6 11.3	1		1		1	
5 202	能代市	45.0	2027年4月	75	58	1,592	678		地方自治法第202条の3に基づく家議会等 地方自治法第180条の	28	22	511	187 36.6	5	4	33	6	18.2	41 10	24.4	42	10 23.8	1		1		1	
5 203		40.0	2026年3月	52	46	699	184	26.3	5に基づく委員会等、条例・規則・要綱等に基づく協議会等 地方自治法第202条の3に基づく審議会等、地方自治法第180条の	43	32	551	131 23.8	6	3	40	8	20.0	49 10	20.4	50	10 20.0	1		1		1	
5 204		32.0	2026年3月	54	44	961	254	26.4	5に基づく委員会等、要綱等に基づく協議会等 全ての議会等	32	27	538	144 26.8	5	4	36	8	22.2	45 5	11.1	46	5 10.9	1		1		1	
5 206	男鹿市	40.0	2026年3月	32	25	332	88	26.5	・法律又は政令により設置されている審議会、委員会等または条例・ 規則・要綱等により設置されている協議会、委員会等	21	15	234	53 22.6	5	3	32	6	18.8	28 3	10.7	29	3 10.3	1		1		1	
5 207	湯沢市	40.0	2026年3月	64	51	1,393	607	43.6	地方自治法第202条の3に基づく審議会等、その他市要綱等に基づく 審議会、庁内各種審査会、プロジェクトチーム等	31	24	372	113 30.4	5	4	34	8	23.5	35 13	37.1	36	13 36.1	1		1		1	
5 209	鹿角市	40.0	2026年3月	44	37	600	206	212	注浄め冬仰   担則に下川設策されている衆議令笙	19	17	221	54 24.4	5	3	26	5	19.2	26 5	19.2	27	5 18.5	1		1		1	
5 210	由利本荘市	30.0	2026年3月	29	25	441	108	24.5	地方自治法第202条の3に基づく審議会等、地方自治法第180条の 5に基づく委員会等	29	23	451	105 23.3	5	4	37	6	16.2	37 3	8.1	38	3 7.9	1		1		1	
5 211	潟上市	40.0	2026年3月	52	39	497	159	32.0	地方自治法第202条の3に基づく審議会等、地方自治法第180条の     ちに基づく委員会等	40	36	466	154 33.0	5	3	31	5	16.1	25 4	16.0	26	4 15.4	1		1		1	
5 212	大仙市	35.0	2025年3月	72	56	1,434	474	33.1	地方自治法第202条の3に基づく審議会等、地方自治法第180条の 5に基づく委員会等、条例・規則・要綱等に基づく協議会等	39	29	535	155 29.0	5	4	82	6	7.3	30 4	13.3	31	4 12.9	1		1		1	
5 213	北秋田市	28.7	2025年4月	83	46	627	201		地方自治法第202条の3に基づく審議会等、地方自治法第180条の 5に基づく委員会等、条例・規則・要綱等に基づく協議会等	22	20	277	80 28.9	5	3	51	5	9.8	29 3	10.3	30	3 10.0	1		1		1	
5 214	にかほ市	50.0	2027年3月	29	28	325	122	27 5	甘土的にナベスの禾号人 宝洋人生たせ色し ていて	18	18	219	76 34.7	5	4	26	9	34.6			30	5 16.7	1		1		1	
5 215	仙北市	30.0	2026年3月	27	20	295	66		基本的に 9 へ 6 の安員会・番譲会等を対象としている。 地方自治法第202条の3に基づく審議会等、地方自治法第180条の 5に基づく委員会等	25	19	275	64 23.3	5	2	31	3	9.7	29 0	0.0	30	0.0	1		1		1	
5 303		30.0	2022年3月	26	18	198	37	107	選挙によって選出される委員(市町村議会議員)~職又は資格による 指定の委員	17	15	170	30 17.6	5	3	23	3	13.0	26 1	3.8	27	1 3.7	1		1		1	
5 327	上小阿仁村									18	14		28 15.8	5	2	19	2	10.5	19 1	5.3	20	1 5.0			1		1	
5 346		40.0	2026年3月	16	10	149	32	21.5	町の委員会・審議会等 地方自治法第202条の3に基づく家議会等 地方自治法第180条の	11	10	132	35 26.5	5	3	20	3	15.0	23 1	4.3	24	1 4.2			1		1	
5 348		30.0	2026年3月	35	23	373	90	24.1	地方自治法第202条の3に基づく審議会等、地方自治法第180条の 5に基づく委員会等、条例・規則・要綱等に基づく協議会等 地方自治法第202条の3及び同180条の5に基づく審議会	17	13	201	48 23.9	5	3	36	6	16.7	20 2	10.0	21	2 9.5			1		1	
5 349 5 361	八峰町 五城目町	50.0	2027年3月	12	10	113	20	17.7	地方日冶法第202余の3及ひ同180条の5に基つ<審議会	7 12	7 g	87 174	14 16.1 27 15.5	<u>5</u>	3	26 26	6 5	23.1 19.2		10.5 11.8	20 35	2 10.0 4 11.4			1 1		1	
5 363	八郎潟町									11	9	98	28 28.6	5	2	26	4	15.4		0.0	14	0.0	1		1		1	
5 366	井川町								ルナウルナ#00000 の0にサジ/中華人 # - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 -	7	5	69	14 20.3	5	3	24	4	16.7			15	0.0	1		1		1	
5 368		35.0	2025年3月	23	17	207	56		地方自治法第202条の3に基づく審議会等、地方自治法第180条の 5に基づく委員会等、条例・規則・要綱等に基づく協議会等	11	11	147	34 23.1	5	4	26	6	23.1	24 1	4.2	25	1 4.0	1		1		1	
5 434 5 463	<u>美郷町</u> 羽後町				+					13 14	7 10	148 165	18 12.2 37 22.4	5	3	30 36		13.3		0.0	24 24	0 0.0			1 1		1	
	<u>羽倭町</u> 東成瀬村	40.0	2024年3月	9	9	73	16	21.9	地方自治法第202条の3に基づく審議会等、地方自治法第180条の 5に基づく委員会等		10	120	20 16.7		4	22	5	22.7	25 1	4.0	26	1 3.8			1		1	

調査表4-4 市区町村別集計項目(審議会委員への女性の登用)No2(広域圏で設置している審議会等)

4																														
都	市	市																							/ <del></del> 18\			/ <del></del>		
道	区		Α.	標設定の対象	でもる	定議合生	の日堙1	乃っざ田小	∸估	目標詞	殳定の対		る審議:	会等の				の3)に基					の5)に基		(再掲)	村防災金	△■業	(再掲)	村防災金	会議
		区		宗政定の対象	くめるも	计磁本寸	の日保	又い玩小	八世			範囲			審	『議会等』	における	登用状?	兄	委	員会等	こおける	登用状法	兄		を員のみ			長を含む	
府	町																								\2	~,	,	\_		٠,
県	<b>*</b> :+	町												$\overline{}$																
乐	村	шј	目		審	うち	4//>	うち	女						審	うち	4//>	うち	女	委	うち	445	うち	女	4//>	うち	女	4//>	うち	女
⊐	⊐		標	目標	議	女を	~~ 委	女等	性						議	女を	秘 委	女等	性	員	女を 性含	松季	女等 性数	性 比	称季	女数	女性比	~~ 委	女数	性
Ι.	١,	村	値	標 年	会 等	(性委員	総委員	性数	比 率		_				会等	女性 委 員 数	総委員	性数	女性 比率	委員会等	性含し	総委員	性数	比 率	総委員	女数 性 委 員	比率	総委員	性委員	比 率
1	ı		(%)	度	<del>可</del> 数	変む   呂粉	数	委 員	(%)		/				· 数	安む日数	数	委員	<del>4</del> (%)	<del>寸</del> 数	委む 員数	数	委員	<del>学</del> (%)	数	<b>安</b> 吕	(%)	数	安 吕	(%)
ド	ド	名	( / 0 /		_ ~	只 双		只	( / 6 /						**	貝奴		只	( / 0 /	~	只 双		只	( / 0 /		只	( / 0 /		只	(/0/
Ë											1 /																			
															10	8	391	119	30.4	0	0	0	0							
	$\angle$	秋田市	$\setminus$							$\setminus$					0	0	0	0		0	0	0								
	$\angle$	能代市													4	3	85	19	22.4	0	0	0								
$\angle$	<u>/</u>	横手市	$\angle$				/			$\angle$					0	0	0	0		0	0	0	0				$\angle$			
$\angle$	$\angle$	大館市					/			$\angle$					0	0	0	0		0	0	0	0							
$\angle$	$\angle$	男鹿市								$\angle$					0	0	0	0		0	0	0	_		$\angle$					
$\angle$	$\angle$	湯沢市					/			$\angle$					2	2	80	26	32.5	0	0	0								
$\angle$	$\angle$	鹿角市													0	0	0	0		0	0	0	_		/					
	$\angle$	由利本荘市					/			$\angle$					1	1	95	33	34.7	0	0	0								
$\angle$	$\angle$	潟上市					/								0	0	0	0		0	0	0			$\angle$					
$\angle$	$\angle$	大仙市	$\angle$							<u>/</u>					1	1	94	33	35.1	0	0	0			$\angle$			$\angle$		
$\angle$	$\angle$	北秋田市								_					0	0	0	0		0	0	0			< < < < < < < < < < < < < < < < < < <					
$\angle$	$\angle$	にかほ市								_					0	0	0	0		0	0	0			< < < < < < < < < < < < < < < < < < <					
$\angle$	<u>/</u>	仙北市	$\angle$							<u>/</u>					0	0	0	0		0	0	0	_		$\angle$			$\angle$		
$\angle$	$\angle$	小坂町								_					0	0	0	0		0	0	0			< < < < < < < < < < < < < < < < < < <					
$\angle$	/	上小阿仁村								_					0	0	0	0		0	0	0			/					
$\angle$	/	藤里町													0	0	0	0		0	0	0	_		$ \leq $					
$\angle$	/	三種町								<u>/</u>					0	0	0	0		0	0	0			$\leq$					
$\angle$	$\angle$	八峰町	$\angle$							<u>/</u>					0	0	0	0		0	0	0			/			$/\!\!\!/$		
$\angle$		五城目町					/								1	0	5	0	0.0	0	0	0	0		$\angle$					
$\angle$	<u>/</u>	八郎潟町					//			/					0	0	0	0		0	0	0	0				/			
$\angle$	K,	井川町					//			/					1	1	32		25.0	0	0	0	0							
K	K,	大潟村					/			/					0	0	0	0		0	0	0								
$\angle$	<b>/</b>	美郷町	/							<u>/</u>		<u>//</u>			0	0	0	0		0	0	0					/			
$\angle$	$\angle$	羽後町													0	0	0	0		0	0	0								
	<u> </u>	東成瀬村													0	0	0	0		0	0	0	0							

調査表4-4

市区町村別集計項目(女性公務員の登用)

調査時点コード	1	2022年4月1日	2	その他

都市	市									管理職(	の在職状	:況													職務上の₺	也位別職	員在職	 状況			調		本庁の防	災•危機管理	里部局への	配置状況	調	
道 区府 町	区			うち一般	<b>行证啦</b>				うち一般	<b>年花啦</b>	_	Γ		3+ _1	设行政職					-般行政職					5一般行政!	祌				うち一般行政	査		防っち		うち管 <sup>3</sup>	田映光	査	
県村	町	管 うち 理	女	管	女	部 局		女性	部	女	次星	うち	女 性	次。う		— 課 長	うち	_ 女 性	課 [	うちがか	— 課 - 長 補	うち	女性	課長「	うち		係 馬	4	女医		女 点	そ	の他・局	女 女 _ 性	うち	女	点る	・ の 他
	村	職女理総	性 比 率	理 うち 女理 総 性職		長 相 当	女 性	比率	長し女相と性	' 性 比 ×	相当	女 性	比率	相		相当	女性	1 11	長相	女性が生物	佐相	女 性	比率	補 佐 相	女	性 比 率	当	女性	比 村 相	女性	性 コ コ エ エ エ エ エ エ エ エ エ エ エ エ エ エ エ エ エ		危職	比上率	女性	性 比 率	<b>-</b>	
	名	数量数数	<del>*</del>	数管数		職	数(		当 職	(%)	職	数	(%)	当業職	(%)	職	数	(%)	ョ 開 用	数 (%		数	(%)	当職	жь	(%)	職	数 (9	%) 当職	<b>₩</b> F	学 (%) ド		理	(%)	类		i F	
		1,252 236	18.8	1,023 1	67 16.3	178	25	14.0	141	13 9.2	155	16	10.3	117	11 9	.4 91	9 19	5 21.2	765	143 18	3.7 1,45	51 50	34.7	1,099	327	29.8	1,800	596 3	33.1 1,2	44 335	26.9		156	25 16.0	37	0.0		
5 20	秋田市	225 38	16.9	195 3	32 16.4	26	4	15.4	23	4 17.4	38	2	5.3	31	2 6	.5 16	1 3	19.9	141	26 18	3.4 23	36 4	6 19.5	212	39	18.4	466	129 2	27.7 3	89 102	26.2 1		19	3 15.8	6	0.0	1	
	能代市	56 9	16.1	48	6 12.5	9		11.1	9	1 11.1	10	1	10.0	10	1 10		7	7 18.9	+	4 13		44 1	7 38.6			34.2	44				12.8 1	1	4	0.0	2	0.0	1	
	横手市	152 36	23.7	85 1	13 15.3	17	3	17.6	10	1 10.0	43	5	11.6	19	2 10	.5 9	2 2	28 30.4	56	10 17	_	79 6	34.6	_	20	21.7	381	158 4	11.5 2	21 75	33.9 1		4	0.0	1	0.0	1	
5 204	大館市	72 12	16.7	47	5 10.6	15	3	20.0	10	1 10.0	0	0		0	0	5	7	9 15.8	37	4 10	0.8	93 3	38.7	47	10	21.3	172	54 3	31.4	77 9	11.7 1		4	0.0	0	0	1	
5 200	男鹿市	44 10	22.7	22	2 9.1	15	2	13.3	4	0.0	0	0		0	0	2	9	8 27.6	18	2 11	1.1 10	05 4	7 44.8	56	17	30.4	83	37 4	14.6	42 16	38.1 1		6	0.0	2	0.0	1	
5 20	湯沢市	49 4	8.2	49	4 8.2	9	0	0.0	9	0.0	0	0		0	0	4	0	4 10.0	40	4 10	0.0	58 1	4 24.1	58	14	24.1	0	0		0 0	1		6	0.0	1	0.0	1	
5 209	鹿角市	50 12	24.0	43 1	10 23.3	9	2	22.2	8	1 12.5	5	1	20.0	5	1 20	.0 3	6	9 25.0	30	8 26	6.7	48 2	43.8	39	16	41.0	0	0		0 0	1		2	0.0	1	0.0	1	
	由利本荘市	107 11	10.3	89 1	11.2	22	0	0.0	20	0.0	13	3	23.1	9	2 22	.2 7	2	8 11.1	60	8 13	3.3 12	27 2	27 21.3	79	21	26.6	91	12 1	13.2	58 8	13.8 1		6	1 16.7	2	0.0	1	
5 21	潟上市	34 8	23.5	28	3 10.7	7	1	14.3	6	0.0	0	0		0	0	2	.7	7 25.9	22	3 13	3.6	54 2	25 46.3	42	17	40.5	7	2 2	28.6	6 1	16.7 1		4	1 25.0	1	0.0	1	
5 212	大仙市	171 52	30.4	159 4	12 26.4	14	3	21.4	11	1 9.1	24	4	16.7	23	3 13	.0 13	3 4	15 33.8	125	38 30	).4 2	57 10	5 40.9	245	97	39.6	148	42 2	28.4 1	21 32	26.4 1		11	2 18.2	3	0.0	1	
5 213	北秋田市	47 6	12.8	36	4 11.1	14	1	7.1	11	0.0	0	0		0	0	3	3	5 15.2	25	4 16	3.0	0	0	0	0		61	15 2	24.6	39 7	17.9 1		4	0.0	2	0.0	1	
5 214	にかほ市	49 13	26.5	40 1	30.0	11	4	36.4	10	3 30.0	0	0		0	0	3	8	9 23.7	30	9 30	0.0	0	0	0	0		55	16 2	29.1	46 14	30.4 1		5	0.0	2	0.0	1	
5 215	仙北市	52 5	9.6	49	5 10.2	9	1	11.1	9	1 11.1	15	0	0.0	13	0 0	.0 2	8	4 14.3	27	4 14	1.8	49 2	49.0	42	19	45.2	29	9 3	31.0	23 6	26.1 1		7	1 14.3	2	0.0	1	
5 303	小坂町	8 0	0.0	8	0.0	0	0		0	0	0	0		0	0		8	0.0	8	0 0	0.0	20	7 35.0	17	6	35.3	0	0		0 0	1		1	0.0	0	0	1	
5 32	上小阿仁村	7 1	14.3	7	1 14.3	0	0		0	0	0	0		0	0		7	1 14.3	7	1 14	1.3	9	4 44.4	7	2	28.6	9	5 5	55.6	5 2	40.0 1		1	0.0	0	0	1	
5 346	藤里町	9 1	11.1	8	1 12.5	0	0		0	0	0	0		0	0		9	1 11.1	8	1 12	2.5	3	1 33.3	2	0	0.0	12	3 2	25.0	10 1	10.0 1		8	0.0	1	0.0	1	
5 348	三種町	16 3	18.8	14	3 21.4	0	0		0	0	0	0		0	0	1	6	3 18.8	14	3 21	.4 3	30	7 23.3	28	7	25.0	26	11 4	12.3	24 9	37.5 1		4	0.0	0	0	1	
5 349	八峰町	19 2	10.5	19	2 10.5	0	0		0	0	1	0	0.0	1	0 0	.0 1	8	2 11.1	18	2 11	1.1	18	3 16.7	18	3	16.7	11	4 3	36.4	11 4	36.4 1		3	0.0	1	0.0	1	
5 36	五城目町	15 1	6.7	13	1 7.7	0	0		0	0	6	0	0.0	6	0 0	.0	9	1 11.1	7	1 14	1.3	20	7 35.0	17	7	41.2	31	10 3	32.3	23 10	43.5 1		9	3 33.3	4	0.0	1	
5 363	八郎潟町	9 0	0.0	9	0.0	0	0		0	0	0	0		0	0		9	0.0	9	0 0	0.0	12	2 16.7	12	2	16.7	16	7 4	13.8	16 7	43.8 1		6	3 50.0	1	0.0	1	
5 366	井川町	6 0	0.0	6	0.0	0	0		0	0	0	0		0	0		6	0.0	6	0 0	0.0	7	1 14.3	6	0	0.0	15	7 4	16.7	11 3	27.3 1		7	1 14.3	1	0.0	1	
5 368	大潟村	9 2	22.2	9	2 22.2	0	0		0	0	0	0		0	0		9	2 22.2	9	2 22	2.2	2	0.0	2	0	0.0	11	5 4	15.5	11 5	45.5 1		8	1 12.5	0	0	1	
5 434	美郷町	19 6	31.6	19	6 31.6	1	0	0.0	1	0.0	0	0		0	0	1	8	6 33.3	18	6 33	3.3	0	0	0	0		33	7 2	21.2	31 7	22.6 1		13	2 15.4	2	0.0	1	
5 463	羽後町	20 4	20.0	14	3 21.4	0	0		0	0	0	0		0	0	2	0	4 20.0	14	3 21	1.4	68 4	58.8	28	10	35.7	93	57 6	31.3	35 11	31.4 1		3	0.0	1	0.0	1	
5 464	東成瀬村	7 0		7	0 0.0	0	0		0	0	0	0		0	0		7	0 0.0	7	0 0	0.0	12	7 58.3	12	7	58.3	6	1 1	16.7	6 1	16.7 1		11	7 63.6	1	0 0.0	1	

市区町村別集計項目(地方自治体職員の通称使用・市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査)

調査時点 議会関係は2022年7月1日(その他2022年4月1日)

都市市市						市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査		
道区区区	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		問1 議員の出産を欠席事由と して明記した規定(産休を 含む)があるか。	☆ 合、取得することが可能な休業期間は、次の	した場合、出産	問4	問7 議員の仕事と生活の両立の観点 て、以下の事由について1~40 てください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、近	いずれか一つに○をつけ
県村町	1. 明記した規定があり、 左記で、1. を選択した場合	/	1. 明記した規定がある。	1. 労働基準法65条の	1. 産前産後期	1. あり	3. 明記した規定がなく、運用 4. 明記した規定がなく、過去	上も認めていない
コ   コ   村   I   I	認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判	議会名	<ol> <li>明記した規定はないが、運用上認めている。</li> <li>明記した規定がなく、運用上も認めていない。</li> <li>明記した規定がなく、過去に事例がない。</li> </ol>	産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い	定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	3. その他   その他具体例	配偶者 の 育児 家族の 出産 看護	家族の 介護 疾病 その他
	週去に使用した事例も刊 断したこともない。 			4. 期間の定めはない。				
F F Z	12	1の合計	25	0	25	0	25 25 25	25 25 21
	3	2の合計	0	14	0	25	0 0 0	0 0 1
	1	3の合計	0	11		0	0 0 0	0 0 0
	1 9   秋田市職員の旧姓使用に関する取扱要綱	4の合計	0	0		秋田市議会会議規則         人工         人工	0 0 0	0 0 3
5 201 秋田市	第1条 この要綱は、市長事務部局に勤務する一般職の職員(臨時的任用職員 び非常勤職員を除く。以下「職員」という。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以 姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上 (以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関し、必要な事項を定めるもの る。	以下「婚 の氏 秋田市議会	1	3	1	(欠席の届出) 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合に あっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内に おいて、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1 1 1	1 1 1
5 202 能代市	能代市職員旧姓使用取扱要綱 第3条 市長は、当該職員の旧姓の使用が職務の遂行に著しい支障を生じない 1 断したときは、速やかに当該職員の旧姓の使用について承認するものとする。		1	2	1	能代市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎 妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日ま での範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出する ことができる。	1 1 1	1 1 1
5 203 横手市	4	横手市議会	1	2	1	横手市議会会議規則 第2条 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの 範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出すること ができる。	1 1 1	1 1 1
						大館市議会規則		
5 204 大館市	(旧姓を使用できる文書等)第2条 職員は、専ら市の機関の内部において使用文書等で、次に掲げる事項に該当し、かつ、総務部長が指定するものについてを使用することができる。(1) 公権力の行使に当たる行為に関しないもの(2員としての身分に関しないもの(3) 職務の遂行又は事務処理において誤解、混乱を生じさせるおそれがないもの	「、旧姓 2) 職 大館市議会	1	2	1	第91条2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	1 1 1	1 1 1
5 206 男鹿市	3	男鹿市議会	1	3	1	男鹿市議会会議規則  第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 第90条第2項 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1 1 1	1 1 1
5 207 湯沢市	2	湯沢市議会	1	3	1	湯沢市諸会会議規則 第1章 総則 (参集) 第1条 省略 (欠席の周出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを 得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議 長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合 におっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内 において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができ る。 第2章 委員会 第1節 総則 (議長への通知) 第19条 委員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを 得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委 員長に届け出なければならない。 2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合 にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内 において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することがで きる。		1 1 1
5 209 鹿角市	鹿角市職員旧姓使用取扱要綱 第3条 職員は、法律および条例等の規定に反するおそれがなく、かつ、職務違又は事務処理上著しい誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使ることができる。		1	3	1	鹿角市議会会議規則  第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1 1 1	1 1 1

都市市市				/						
						市区町村議会の議員	の両	立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査		
道区				問1 議員の出産を欠度事由と	問2 問3 : 問1で1. を選択した場 問1で1. を選択	問4 問3で1 を選択した場合	問5	問6 にした場合、休暇期 問5で1. を選択した場合	問7 議員の仕事と生活の両立の	観点からの欠席事由につい
	職員の通称又は旧姓の使	用を認めていますか。		はで明記した規定(産休を 合む)があるか。	合、取得することが可 した場合、出産 能な休業期間は、次の に係る産前産後	該当部分の条文(本文)を記入してください。	間の報酬につい	で減額の規定はあ 該当部分の条文(本文)を記入してください。		-4のいずれか一つに〇をつけ
府 町				<b>古</b> む/かめるか。	うちどれか。 期間の明記はあ		<i>⊗</i> ″.°		C\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	が、海田ト河ルブいる
┃ ┃ ┃					るか。				3. 明記した規定がなく、	運用上も認めていない
宗	1 明記した規定があり	左記で、1. を選択した場合	<u>/</u>	1 明記した規定がある。	1. 労働基準法65条の   1. 産前産後期		1. あり		4. 明記した規定がなく、	過去に事例かない
	認めている。 2. 明記した規定はない	該当部分の条文(本文)を記入してください。		2. 明記した規定はないが、運用上認めている。	産前産後期間よりも短間を明記した規 い。 定がある。		2. なし 3. その他	その他具体例		
	が、運用上認めている。			3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。	2. 労働基準法65条の 2. 産前産後期産前産後期間と同等。 間を明記した規		0. (0)			\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \
	運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、		議会名	4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	3. 労働基準法65条の 定はない。 産前産後期間よりも長				の   育児   <sup>豕族の</sup> 出産   出産   看護	) 家族の 介護 疾病 その他
	過去に使用した事例も判			週去に事例がない。	い。					
ドド名	断したこともない。				4. 期間の定めはない。					
		由利本荘市職員旧姓使用取扱要綱				由利本荘市議会会議規則				
		第3条 市長は、当該職員の旧姓の使用が職務の遂行に著しい支障を生じないと判断したときは、速やかに当該職員の旧姓の使用について承認するものとする。				(欠席の届出) 第2条 議員は、事故のため公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その				
5 210 由利本荘市	1		由利本荘市議会	1	2 1	他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。	2		1 1 1	1 1 1
						2 議員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日ま				
						での範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。				
						湯上市議会会議規則 				+ + -
		第2条 旧姓を使用できる文書等は、法令等に抵触するおそれがなく職務遂行上支				(欠席の届出)				
		障がないと認められるものとし、概ね別表第1に掲げる基準に該当するものとする。				第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議				
5 211 潟上市	1		潟上市議会	1	2 1	長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内			1 1 1	
						にあっては、14週间/前の日から当該田座の日後8週间を経過する日までの範囲内  において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができ	1			
						্ত ্				
		大仙市職員旧姓使用規程				大仙市議会会議規則				
		第1条 この訓令は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由により戸籍の氏を変更した場合において、引き続き変更前の戸籍の氏(以下「旧姓」という。)を使用するとき				第2条第2項 議員は、出産のために出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過するE				
5 212 大仙市	1		大仙市議会	1	3 1	までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1 1 1	1 1 1
		第3条 職員は、旧姓を用いて文書を作成し、又は旧姓を表示し、若しくは旧姓により応答することができる。ただし、法令等又は職務上特段の支障が生じる場合は、この								
		限りでない。								
						北秋田市議会会議規則				
						(欠席の届出)第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻	<u>t</u>			
5 213 北秋田市	4		北秋田市議会	1	2	までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合				
5 213 北秋田川	4		14	'		にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができ	2			
						<b>ి</b>				
						にかほ市議会会議規則				
						第2条第2項				
5 214 にかほ市	4		にかほ市議会	1	3 1	議員は出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内におい	2		1 1 1	1 1 1
						て、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。				
		시·사·국·핵무·미·· / 佐·모·· / 대· · · · · · · · · · · · · · · · ·				仙北市議会会議規則第2条第2項				
		仙北市職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この訓令は、市長部局の職員(臨時及び非常勤の職員を除く。以下「職員」と	_			個北市議会会議規則第2余第2項   議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多退妊娠の場合に				
		いう。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めたことによる不利益及び不都合を軽減し、社会活動の継続性を保持するととも				あっては14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間をあきらかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。				
5 215 仙北市	1	に、職員が互いの個性を尊重し、能力を発揮しやすい職場環境の整備を図るため、職員が戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」と	仙北市議会	1	3 1	で、この利用とのとうが「こと、のうがこの残疾に人間にという」	2		1 1 1	1 1 4
		いう。)を文書等に使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。 (旧姓使用の申請)								
						小坂町議会会議規則				+ + + -
						第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他や むを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻まで				
5 303 小坂町	4		小坂町議会	1		に議長に届け出なければならない。 第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のために出席できないときは、出産予	7			
5 303 71 规则	4		小纵叫	'		定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に				
						欠席届を提出することができる。				
						上小阿仁村議会会議規則				
						エハドロード 職 云 云 職	5			
						むを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。				
5 327 上小阿仁村	4		上小阿仁村議会	1	2 1	2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間	2		1 1 1	1 1 1
						を経過する日までに範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠 席届を提出することができる。				
						藤里町議会会議規則				+ + + -
						(欠席の届出)				
						第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻ま				
5 346 藤里町	4		藤里町議会	1	2 1	でに議長に届け出なければならない。 (令3規則1・一改)	2		1 1 1	1 1 4
						2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の 6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経 過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届	:			
						適する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席雇   を提出することができる。 				
			1							

都一	市 市			BB 1	IHH O	Шо	市 区 町 村 議 会 の 議 員	の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査	BB ¬		
	区	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		議員の出産を欠席事由と	同2	問1で1.を選択	問3で1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	問5   問5   問5   問6   問1で1. を選択した場合、休暇期   問5で1. を選択した場合   間の報酬について減額の規定はあ   該当部分の条文(本文)を記入してください。		の両立の観点からの欠席	
府日	Т			含む)があるか。	一能な休業期間は、次の	に係る産削産後			てください。	ついて1~4のいずれかー <sup>-</sup>	71208711
県	t BT				うちどれか。	期間の明記はあるか。			3. 明記した規2	Eがある Èはないが、運用上認めて Èがなく、運用上も認めてい Èがなく、過去に事例がない	いない
		1. 明記した規定があり、 左記で、1. を選択した場合 認めている。 該当部分の条文(本文)を記入してください。	ľ	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない	1. 労働基準法65条の 産前産後期間よりも短	1. 産前産後期		1. あり 2. なし			
=   :	1	2. 明記した規定はない		が、運用上認めている。	い。	定がある。		3. その他   その他具体例			
	村	が、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、	┃ ┃ 議 会 名	運用上も認めていない。	産前産後期間と同等。	間を明記した規			配偶者の育児	家族の 家族の 疾: 看護 介護 疾:	
		運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、	磁 云 石 	4. 明記した規定がなく、 過去に事例がない。	3. 労働基準法65条の 産前産後期間よりも長	定はない。 			出産	看護   介護   <sup>次:</sup>	7A (0)
		過去に使用した事例も判断したこともない。			い。 4. 期間の定めはない。						
۴	名				7,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,						
		三種町職員旧姓使用取扱要綱					三種町議会会則規則				
		(趣旨) 第1条 この訓令は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)に					(欠席の届出) 第2条				
		よって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。					2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日 の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間				
		(適用職員) 第2条 この訓令は、町長部局(公営企業を含む。)、議会事務局、選挙管理委員会事 務局、監査委員事務局、固定資産評価審査委員会事務局、農業委員会事務局及び	一年呢辛人			_	を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠 席届を提出することができる。		1 1		
5 3	8 三種町	教育委員会事務局に勤務する一般職に属する職員に適用する。	二性可議会	'	2	I					
		(旧姓を使用することができる文書等) 第3条 旧姓を使用することができる文書等は、法令等に抵触するおそれがなく、か									
		つ、職務遂行上又は事務処理上支障がないと認められるものとし、別表第1に掲げる 基準に該当するものとする。									
							八峰町議会会議規則				
							第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のために出席できないときは 出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の				
5 3	19 八峰町	4	八峰町議会	1	2	1	日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	1 1	1 1 1	4
							の議長に入帰油を促出することができる。				
$\vdash$	+			+			五城目町議会規則				
							第2条 第1項 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助そ				
							の他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議 時刻までに議長に届け出なければならない。 第2項 前項の規定にかかわらず、議				
5 3	51 五城目町	T 4	五城目町議会	1	3	1	員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、	2	1 1	1 1 1	1
							その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。				
							U +0 Y2 m-2* A A 2* 40 m/				
							八郎潟町議会会議規則				
							(欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他や				
5 3	3 八郎潟町	<b>т</b> 2	八郎潟町議会	1	2	1	むを得ない事由のため出席できないときは、その理由をつけ、当日の会議時刻までに議長に届け出なければならない。	2	1 1		1
							2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間				
							を経過するまでの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席 届を提出することができる。				
$\vdash$							井川町議会会議規則				
		第1条 この要綱は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を改					(欠席の届出)				
		めた後も、以前使用していた氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することに ついて定めるものである。					第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他や				
5 2	66 井川町	1	井川町議会	1	2	1	むを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻まで に議長に届け出なければならない。		1 1		1
	7771111		开川町	'	2	1	2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の				'
							8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経 過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届				
							を提出することができる。				
	1						大潟村議会会議規則				
							第2条 第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6				
5 3	68 大潟村	2	大潟村議会	1	2	1	間頃の規定にかかわらり、議員が出産のため出席できないとさば、出産予定日の6   週間(多胎妊娠の場合にとっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経   過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届	2	1 1	1 1 1	1
							適する日までの範囲内において、その期间を明らかにして、めらかしの議長に火席庙   を提出することができる。				
		美郷町職員旧姓使用取扱要綱	1				美郷町議会会議規則			+ + +	
		第3条 旧姓を使用することができる文書等は、法令等に抵触するおそれがなく、か					第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他の				
	34 美郷町	つ、職務遂行上支障がないと認められる文書等で、別表第1に掲げる基準のいずれ かに該当するものとし、別表第2に掲げる基準のいずれかに該当する文書等につい					やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。		1 1		
5 4	84 美郷町	1 ては使用を認めないものとする。	美郷町議会   	1	3	1	2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日 の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を				1
							経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席 届を提出することができる。				
		羽後町職員旧姓使用取扱要綱					羽後町議会会議規則				
		羽後可職員口姓使用取扱安綱 第1条 この要綱は、羽後町役場職員(臨時及び非常勤の職員を除く。以下「職員」と					羽後町議会会議規則    第二条2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産				
5 4	3 羽後町	第7条 この安綱は、初後町技場職員(臨時及び非常勤の職員を除く。以下「職員」という。)が、婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の 氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等	羽後町議会	1	2	1	予定日の六週間(多胎妊娠の場合にあっては、十四週間)前の日から当該出産の日  後八週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ	2	1 1		1
		に使用することに関して必要な事項を定めるものとする。					後八週间を経過する日までの範囲内において、その期间を明らかにして、あらかしめ   議長に欠席届を提出することができる。				
							市代版社議会会議中回				
							東成瀬村議会会議規則				
							(欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他の				
	· / + + + + + + + + + + + + + + + + + +	+	ᆂᅷᆇᆉᆓᄼ				やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。				
5 4	34 東成瀬村	y 4	東成瀬村議会	1	2	1	2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間				2
							を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠 席届を提出することができる。				
			1	I	I						

## 調査表4-5

市区町村別集計項目(市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査)

調査時点 議会関係は2022年7月1日(その他2022年4月1日)

都市市市					<b>-</b>	E = +1	= <del>+</del>		· #u ! BD L	· 7 ≃¤ →		
					ф	凶 町 村	譲い 会のの 議	員 の 両 立 支 援 体	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	る 調 食		
道 区 区	問8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されてい	問9 議員の利用することのできる授乳室等が請 会に設置または提供されているか。	問10 議 議会におけるハラスメン ト防止に関する取組を 行っているか。	問11 ン 問10で1	. を選択し <i>た</i>	こ場合、行っている	取組みは、次のうちどれか。	問12 問11で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	問13 内閣府が公表した教材動 画「政治分野におけるハラ スメント防止研修教材」の	問14 男女共同参画に関する研 6 修(ハラスメント防止に関す るもの以外)を行っていま	問15 議会において、通称又は旧 対処使用を認めています か。	問16
県村町	るか。								利用	すか。		
	1. 人員及び場所の設置 または提供がされてい る。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 ‡ 2. 行っていないが、今 後、取り組む予定であ る。	に 1 関 : 定す 7 等 る ラ	する議員 を設置	に3 関. をすハ 行るラ 4			1. 利用している。 2. 利用していないが、今 後利用予定である。 3. 利用していない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、 取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取	2. 明記した規定はないが、運用上認めている。	定がある。 該当部分の規定を記入してください。 2. 位置づけられてい ない。
	いる。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する 予定である。	4. なし	3. 行っておらず、今後、 取り組む予定もない。	こまりがあるに関する規定(倫理・ハラスメント防	している    向け相談窓	を行っている に関する議員向け研修 4・その他	その他内容			り組む予定もない。	3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	<u>명</u>
ドド名	4. なし			規止	口関	修止						
	0	1	3	1	0	0 0			0	0	0	0
	1	1	18	0	0	0 0			0	2	2	25
	24	23	18	0	0	0 0			0	23	21	
5 201 秋田市 5 202 能代市 5 203 横手市 5 204 大館市	4	4	3			0 2				3	4	2
5 202 能代市 5 203 横手市	4	1 4	3 3							3 3	2 4	
5 204 大館市	4	4	3							3	4	2 問12-8について、議会内の設
5 206 男鹿市	2	2	3							3	4	置はないが、同庁舎内別階段に 「こどものえき」と称したおむつ 交換や授乳に利用できるスペー 2 スがある。
5 207 湯沢市	4	4	3							3	4	女性議会(模擬議会)の開催 (令和元年度~令和2年度) 2
5 209 鹿角市	4	4	1			4	ハラスメント防止に関するパンプレット、研修用教材等を配布して 知している	で周   		3	4	2
5 210 由利本荘市	4	4	1			4	ハラスメント防止に関する申し台 せを決定している。	<b>合わ</b>   		3	4	2
5 211 潟上市 5 212 大仙市	4	4	3							3	4 4	2 2
5 213 北秋田市	4	4	1	1				北秋田市議会議員政治倫理条例 (政治倫理基準) 第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。 (1) 市民全体の代表者として、その品位と名意を損なう一切の行為を慎み、その職務に関しる正の疑惑をもたれるおそれのある行為をしないこと。		3	2	
5 214 にかほ市	4	4	3							3	4	特別実施していることもないが、 男女で区別していることもない。 2
5 215 仙北市	4	4	2							2	4	2 2
5 327 上小阿仁村	4	4	2							3	4	
5 346 滕里町 5 348 三種町	4 4	4 4	3		<u> </u>					3 3	3	2 2
5 215 仙北市 5 303 小坂町 5 327 上小阿仁村 5 346 藤里町 5 348 三種町 5 349 八峰町 5 361 五城目町 5 363 八郎潟町 5 366 井川町 5 368 大潟村 5 434 美郷町 5 463 羽後町 5 464 東成瀬村	4 4	4 4	3 3							3 3	4 4	2 2
5 363 八郎潟町	4	4	3							3	4	
5 368 大潟村	4 4	4	2							2	4	
5 434 美郷町 5 463 羽後町	4 4	4 4	3 3	-	+					3 3	4 4	
5 464 東成瀬村	4	4	3							3	3	